

平成 2 7 年

高 松 市 教 育 委 員 会 9 月 定 例 会

会 議 録 (抄 本)

9月24日(木)開会

9月24日(木)閉会

出席委員			
委員長	神内 仁		
委員	児玉 令江子		
	木場 巳男		
	藤本 英子		
教育長	松井 等		
欠席委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育局長	東原利則		
教育局次長 総務課長事務取扱	森田素子		
教育局次長 生涯学習課長事務取扱	橋本良治		
中央図書館長	佐藤扶司子		
総務課長補佐	楠原昌能		
総務課総務係長	田中正徳		
会議録署名委員	藤本英子		
事務局担当書記	秋山博昭		

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（9 月 定 例 会）

日程第 1 議案第 33 号 高松市図書館条例施行規則の一部改正について

日程第 2 報告事項

1 平成 27 年第 4 回高松市議会定例会答弁要旨について

【平成27年9月24日（木） 議 事 内 容】

午前9時30分 開会

委員長が、会議録の署名委員に藤本委員を指名。

日程第1 議案第33号

議案第33号 「高松市図書館条例施行規則の一部改正について」

中央図書館長から、高松市夢みらい図書館を開設することに伴い、改正することについて説明。

<質疑>

- 教 育 長 他の地域館の休館日は、どうなっていますか。
- 中央図書館長 中央図書館、牟礼図書館、国分寺図書館が月曜日、香川図書館が金曜日、夢みらい図書館が火曜日となっています。
- 教 育 長 なぜ、香川図書館は金曜日となっているのですか。
- 中央図書館長 香川図書館は合併した後にできた図書館で、どの曜日でも、どこかの図書館が開館しているようにするために、香川図書館の休館日を金曜日としました。
- 教 育 長 牟礼図書館、国分寺図書館は、なぜ休館日をずらさなかったのですか。
- 中央図書館長 牟礼図書館、国分寺図書館は、合併前からありましたので、休館日が元々月曜日で、合併後も変えませんでした。
- 委 員 長 夢みらい図書館の入る、こども未来館の建設は、予定どおりに進んでいますか。
- 中央図書館長 予定どおり進んでいまして、平成28年11月に完成する予定です。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 報告事項

報告事項1 「平成27年第4回高松市議会定例会答弁要旨について」

教育局長から、平成27年第4回高松市議会定例会での教育委員会関係の質問及び答弁について報告。

<質疑>

- 委 員 フリースクールについてですが、本市ではフリースクールは何か所ありますか。
- 教育局長 正確には把握していませんが、2、3校あるとは聞いています。
- 委 員 学校からフリースクールを勧める場合があるようで、情報提供するということは、教育委員会としてもフリースクールの状況を把握している必要があると思えます。
- 教 育 長 学校に来られない不登校状態にある子どもについて、段階的に言いますと、まず、学校に来られない子どもは、家庭で、総合教育センターのプログラムをインターネットで学習できるようになっています。また、学校の教室には入れませんが、他の施設には行ける子どもは、「虹の部屋」や香川町にある「みなみ」に通って、勉強したり、他の子どもと交流したりします。それから、学校には行けますが、クラスの教室に入れられない子どもは、保健室等の別室で勉強したり、学校によって呼び名が違いますが「ステップルーム」という相談室のような部屋で、別の先生がついて勉強や遊びをしまして、段階に応じて、それぞれありますが、学校へ全く来られない子どもにフリースクールもあります、と担任が紹介することはあります。少しでも家にこもらずに、外に子どもたちが出る手立て、ステップとして、フリースクールを紹介する場合はあります。

以前は、香川県や本市に施設がなく、岡山県にフリースクールが少しあったので、そこを紹介していた時期もありました。
- 委 員 保護者の方でも、フリースクールが教育委員会の管轄でないということが、あまりよく分かってないところがありますので、情報提供するのであれば、状況を知

っておく必要があると思います。懸念されるのは不登校の子どもがフリースクールで問題が起こった時に、教育委員会の対応が問われる可能性があります。

○ 教育長 国も、どこの都道府県でもフリースクール的な学校が増えてきまして、どう教育上で位置付けるかについて、国においても検討しています。今後、国の方向性が見えて、各都道府県や各市町村に指導がなされ、国や各市町村が同じ対応をとれるようには、なってくると思います。

○ 委員 「虹の部屋」も市の学校の一部のような考えがあって、「虹の部屋」にも行けない子どももいると思いますので、関係者がいないところで、まずスタートしてみても、と思っている保護者や子どもは結構いると思います。そういう面ではフリースクールの意義はあると思います。フリースクールの情報を知りたいときに、十分な情報を提供してくれればありがたいと思います。

○ 教育長 今までは、公的な機関でありませんでしたので、十分な把握ができていませんでした。

教員も不登校の子どもを背中を押してやるタイミングが非常に難しいです。いいタイミングの時期に背中を押してやれば、「虹の部屋」や保健室にいけるようになりますが、それが少しでも早すぎれば、さらに家にこもってしまうことがあります、非常に難しい部分があります。

○ 委員長 不登校の子どものカウンセリングがとても難しいです。どのタイミングで背中を押すかというところが難しいです。

○ 教育長 それも個々に違いがあって、一律にはいかない場合があります。保護者と上手くいっているけども、子どもが不登校である場合と、保護者とも上手いかず、保護者と子どもともに学校に抵抗がある場合もあります。

○ 委員長 道徳に関する質問もありましたが、道徳は幅が広く、国はマナー教育やしつけ教育が重点と言っています。広い意味で捉えますと道徳は教養や哲学的なところも入ってくると思いますが、そこまで教員に求めることは難しいと思います。

一般的にはマナー教育やしつけ教育は、本来は家庭教育に重点があるように思いますが、教育委員会として、先生に対しては、どの程度を要求して、道徳を教えていく考えですか。

○ 教育長 道徳は今回の学習指導要領の改訂で教科として位置付けようとしています

が、これまでは教科ではなく、週1時間の道徳の時間を確保するということはやってきました。

道徳の学習というのは、例えば生命の尊重、自然とのかかわり等の22、23の内容項目、価値がありまして、それらの項目の心を培うための学習を年間35時間の道徳に時間で行っていくということになっています。

道徳は心情的な部分を培う学習と判断力を培う学習と道徳的な行動をするときの態度や意欲を培う学習というねらいを持って、週に1時間は道徳の学習を行っています。そして、道徳的・実践的な要となる時間が道徳の時間です。それで学んだことを基に、日頃の学校生活、家庭生活、社会生活の中で、掃除をすとか、お互いに遊んでいる中で相手をいたわったり、相手の心情を汲んだりするような、道徳的な実践をしなければなりません。

本当は道徳的实践というのは学校の教育活動全体、例えば、社会科の授業、掃除の時間も、遠足の時等が道徳的实践の場であります。その幹になる心、判断力を培う時間が、道徳の時間ということです。ですので、礼儀も価値の一つです。命の尊重も価値の一つです。

- 委員長 かなり幅広い価値がありますが、教員にそれだけの素養がかなりないといけませんので、研修が大切になると思います。
- 教育長 今後の道徳の教科化をしたときの、道徳教育をどうするのか、また、道徳教育を行う教員の養成をどうするのかということは、今、問題になっていますけども、基本的には今の教員免許を持っている者は、道徳の教科法、道徳教育論の単位は取っています。その道徳の指導力をいかに、さらにつけていくかということについては、これは道徳だけではありません。社会科、理科、音楽と同じで、研修でさらにその力をつけていかなければならないというところはあります。
- 委員長 先生の人間性、教養性などがついてないように思います。
- 委員 道徳の教科書を見せてもらいましたが、道徳を学問として捉えています。先生思想の違いで道徳教育が違うということはないと思いますので、それは問題にならないと思います。

それを実践するのが家庭でありますので、それがこれからの課題といえます。

- 委員長 家庭教育がとても大切であると思います。

- 委員 道徳の授業を小学校で見させてもらいましたが、学問と捉えてもいいような感じでしたので、先生の個人的な考えで子どもたちを誘導するようなことはないと思いました。
- 教育長 道徳だけではなく、社会科や理科であっても同じです。例えば、社会科で自分の思想、思いによって偏った指導をしているのかということについては、これはいけません。学習指導要領のねらいに沿って行わなければいけません。
よく社会科で問題になりますのは、高校の選挙権の問題あたりは偏ってはいけませんので、国は主権者教育をするために、基本的にこういう指導をしなければならないというモデルを作ろうとしています。
- 委員 道徳の教科の専門家の育成はしているのですか。
- 教育長 今のところ道徳の免許はありません。教の免許を取得するために道徳の単位は必要でして、それを学んできています。教員になってから道徳の研究部会や特別活動部会に入って、道徳の勉強をさらにしようという人はたくさんいます。
- 委員 道徳の教科化はいつからですか。
- 教育長 平成30年までには教科化されます。
- 委員 何年生から対象になりますか。
- 教育長 小学校3年生からです。
- 委員 今は、総合学習や生活科などのいろいろなところに、道徳が入ってきています。
- 教育長 それが本当の道徳的実践の場です。その身構えや心、判断力を培っているのが道徳の時間となります。いろいろな教科や学校行事で子ども同士が付き合う中で道徳的実践をしていくこととなります。
- 委員 学校訪問で見た先生の中で、その態度を見ていると道徳心がないような先生がいましたが、この先生が自分の専門の教科はいい問題を扱って授業をしていますが、道徳を教えることについては疑問を感じました。
道徳はどの時間帯にしていますか。
- 教育長 普通は各クラス、別々の時間帯に行っていますが、学校によっては道徳の時間を、学年の全クラスで統一した時間帯に行っているところもあります。
統一した時間帯ですと、同じ指導案で、資料も同時に印刷して用意できたりと便利

な面はありますが、何かの別の説明会などに使われて、道徳の授業が延期されることがあります。

- 委 員 個々の指導案を作成されるのは大変だと思いますが、道徳を教科化すれば同じ教科書を使って、どの学校も同じことを教えることになります。その指導案を全学校で利用することはできないのですか。
- 教 育 長 基本的には学習指導要領のねらいに沿って、例えば、社会科でいえば「大化の改新」をテーマに授業をするとすれば、そのねらいは何か、それを理解させるためにどういう指導過程を組んで、このねらいを達成するかというのは、自分の授業は自分で組んでいますが、隣の社会科の先生は、ねらいは同じですが、指導過程では順番を変えて授業をするということが多くあります。
- 委 員 指導案を作成することで、教員としてのスキルが上昇する面もありますので、指導案は作成しないといけません。

————— 午前10時56分 閉会 —————

議決事項

「高松市図書館条例施行規則の一部改正について」